

# 仕 様 書

## 1 件 名

令和7年度 ペットボトルベール売払

## 2 売払物件

北九州市日明かんびん資源化センター及び北九州市本城かんびん資源化センター（以下、「資源化センター」という。）で選別・減容・圧縮・梱包されたペットボトルベール

## 3 ペットボトルベール寸法等

### (1) 北九州市日明かんびん資源化センター

- ・寸 法：幅 1,000 mm×長さ 1,000 mm×高さ 1,000 mm
- ・重 量：1 個あたり約 200 kg
- ・結束材：PPバンド

※目安であり保証値ではない。

### (2) 北九州市本城かんびん資源化センター

- ・寸 法：幅 300 mm×長さ 600 mm×高さ 430 mm
- ・重 量：1 個あたり約 20 kg
- ・結束材：PPバンド

※目安であり保証値ではない。

## 4 売払条件

(1) 売払いを受けることができる者は、応募申込みに係る提出書類の提出期限日から優先交渉権者決定までの間において、北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項の有資格業者名簿に記載されている者に限る。

(2) 買い受けたペットボトルベール（以下「本市のペットボトル」という。）を、日本国内において、可能な限り北九州市内でペットボトル※等に再生処理すること。

なお、買い受けた本市のペットボトルについては、買受総重量から残渣重量を差し引いた重量の50%以上をペットボトルに再生すること。

※ペットボトルとは、資源の有効な利用の促進に関する法律施行令（平成3年政令第327号）別表第五の第四欄又は第五欄のポリエチレンテレフタレート製の容器を指す。

(3) 買い受けた本市のペットボトルの運搬、再生樹脂生産、ペットボトル成形、製品化に至る一連の工程で、生活環境に悪影響等を発生させず、持続可能な体制で国内資源循環を図るリサイクルの作業工程を構築すること。

(4) (3)で示した作業工程で発生する残渣等について、他の用途に転用するための再生作業工程又は廃棄物として適切に処理する作業工程を構築すること。

(5) 本市のペットボトルを他のペットボトルと区別して管理し、工程ごとの処理量、再製品化量、残渣量を管理すること。

ただし、他のペットボトルと区別しての管理が難しい場合は、他のペットボトルについて、異物混入や汚染の程度、重合の状態などが本市のペットボトルからの生成物と同質の場合、それぞれの重量を測定したうえで混合して処理し、処理後の生成物の量や残渣量を重量

で按分することができるものとする。

- (6) 残渣の低減に努めるとともに、発生した残渣を適正に処理すること。
- (7) 上記(2)における再製品化にかかる一連の工程について、北九州市の求めに応じて、北九州市職員の実地検査を受け入れること。
- (8) 資源化センターから引き渡す本市のペットボトルについて、北九州市日明かんびん資源化センター及び北九州市本城かんびん資源化センターそれぞれにつき、年1回以上、公益財団法人日本容器包装リサイクル協会が令和6年3月1日「PETボトル分別基準適合物の品質調査について」で定める基準（令和4年3月1日改定）に基づき、PETボトルベール品の品質調査を実施し、調査結果を北九州市に報告すること。当調査の実施にあたっては、事前に北九州市に対し、調査計画書を提出し、北九州市の承諾を得ること。  
なお、この品質調査に要する費用については、買受人の負担とする。
- (9) 上記(8)における品質調査の実施にあたり、北九州市の求めに応じて、北九州市職員の実地検査を受け入れること。
- (10)本市のペットボトルの再製品化の状況について、北九州市が指定する方法により報告すること。

## 5 売払量の決定方法

引渡しの日、資源化センターに設置されている計量器（北九州市日明かんびん資源化センター：最大秤量 30,000 kg、最小目盛 10kg、積載板幅 3.0m×長さ 8.0m、上屋なし。北九州市本城かんびん資源化センター：最大秤量 20,000 kg、最小目盛 10kg、積載板幅 2.7m×長さ 6.5m、上屋あり：高さ制限 4.0m。）によって、運搬車両ごとに空車重量と積載重量を計量し、積載重量から空車重量を差し引いた重量をもって、当該車両1台の売払量を決定するものとする。

## 6 引渡場所

- (1) 北九州市小倉北区西港町 97-3  
北九州市日明かんびん資源化センター内指定場所
- (2) 北九州市八幡西区洞北町 7-10  
北九州市本城かんびん資源化センター内指定場所

## 7 引渡方法及び積込方法

- (1) 引渡方法は、置場（成形品ヤード）渡しとする。
- (2) 運搬車両は、買受人が調達するものとし、積込作業は、資源化センター運転管理委託受託者（以下「運転管理者」という。）の立会いの下、買受人が行うものとする。
- (3) 買受人は、引取りの日運搬車両ごとの積込数量について運転管理者の確認を受けること。
- (4) 運搬車両は、ペットボトルベールが積載可能で、容易に積込作業ができる車両とし、「5 売払量の決定方法」に定める計量器で計量可能な車両に限るものとし、必ず事前に北九州市に登録申請を行い、承認を受けた車両を使用すること。
- (5) 搬出時のペットボトルベールの積み込みにおいては、資源化センターで管理するクランプリフトを無償で貸与する。ただし、貸与するクランプリフトを運転することとなる者はクランプリフトの運転の免許取得者とする。
- (6) 運搬にあたっては、飛散防止等必要な措置を講じた上、関係法令を遵守すること。また、過積載等の違反行為を行わないこと。

- (7) 運搬にあたっては、北九州市の指示する経路を経由して運搬すること。
- (8) 資源化センター内建築物や構造物などを破損した場合、買受人の責任で復旧すること。
- (9) 停車時にはアイドリングストップを実施するなど、環境に配慮した運転に努めること。

## 8 引取日時

- (1) ペットボトルバールの引取りは、北九州市の指示により行うものとする。原則として、月曜日、火曜日、木曜日及び金曜日（いずれも祝休日、年末年始を除く）の午前9時から午後4時までとする。
- (2) 買受人は、資源化センターの運営に支障をきたさないよう、事前に運転管理者と調整するとともに、北九州市から引取りの要請がなされた場合は、その指示に従うこと。

## 9 残渣処理

- (1) 再資源化の過程において発生する残渣・異物については、買受人の責任において適正に処理すること。
- (2) 処理に係る費用は、買受人の負担とする。

## 10 契約方法

- (1) 1 tあたり（消費税及び地方消費税相当額（10%。税率変更後は変更後の税率による）は対価支払いの際に加算する）の単価契約とする。
- (2) 払込みは、各月ごとに行うものとし、単価に、（様式4）引取報告書により決定した各月の引取重量（小数点第三位を四捨五入したt数）と消費税及び地方消費税率を乗じた金額（1円未満切り捨て）を、北九州市が発行する納付書（払込書）により納付するものとする。
- (3) 買受人は、市場価格の変動または売払物件の品質等を理由に、引取りを拒否し、または契約単価及び買受金額を減額することはできない。

## 11 契約期間

契約期間は令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。

## 12 提出書類及び提出期限

次に掲げる提出書類を電子データ（PDF形式）で電子メールにて、それぞれ指定する期日までに北九州市環境局循環社会推進部施設課に提出すること。

- ・（様式1）責任者選任届…令和7年3月21日
- ・（様式2）運搬車両登録申請書および自動車検査証の写し…令和7年3月21日
- ・（様式3）再製品化工程…令和7年3月21日
- ・（様式4）引取報告書及び計量票の写し…各月ごとに翌月10日
- ・（様式5）再製品化実績報告書…四半期ごとに報告対象となる期間の最終月の翌月末日
- ・（様式6）残渣・異物処理報告書…四半期ごとに報告対象となる期間の最終月の翌月末日

## 13 契約違反等に対する措置

買受人による契約条項の違反又は不履行に対しては、契約書に定める措置を講じるものとする。

## 14 その他留意事項

本契約の履行に際し、買受人の責任に基づく行為により、北九州市及び北九州市以外の第三者に対して損害を与えた場合には、買受人が責任を負い損害を賠償するものとする。

## 15 売払予定量

2,172.01 t

提示した数量は、予定数量であって、売払量を約するものではない。